

財務省告示第三十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十四年度の初日から平成十四年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年一月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十四年度の初日から平成十四年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
輸入数量				
五	四	三	二	一
七六八トン	一七、一六六トン	五トン	トン	トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六	一六トン
二二六トン	四八五トン	九、七四六トン	七八、三三二トン	二一、四一七トン	五七トン	二七四、三五八トン	一、五八、五一八トン	四、一七三、九一八トン	七、八四三トン	四、一五四トン	四、八一トン	二六、七五二トン	二トン	一トン	一六トン	

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	二九、五九六トン
一、四四七トン	二四八トン	二一、六六五トン	二一、四二二トン	二一、四二二トン	二一・八六トン	五、五九	五、五九	一三	一三 トン